（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄の見込みの届出）

第二十七条　法第十九条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　事業場の名称及び所在地

四　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに係る次に掲げる事項

イ　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び量

ロ　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月

ハ　その他高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関し必要な事項

五　前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて参考となるべき事項

2　前項の届出書には、環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（新設）

第二十八条　所有事業者は、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（船舶に関する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の取扱い）

第二十九条　前条並びに法第八条第一項、法第十条第二項及び第四項並びに法第十六条（これらの規定を法第十九条において読み替えて準用する場合に限る。）並びに法第十八条第二項第二号の規定による届出は、船舶に搭載されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、その所有事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うものとする。

（新設）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄の見込みの公表）

第三十条　法第十九条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十七条第一項に規定する届出書の副本及び同条第二項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄終了の届出）

第三十一条　法第十九条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本をその所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（新設）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る特例処分期限日に関する届出）

第三十二条　所有事業者は、法第十八条第二項第二号の規定による届出を行うときは、処分期間の末日までの間に、様式第五号による届出書の正本及び副本を当該所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

第三十三条　法第十八条第二項第二号の環境省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分する場合にあっては、産業廃棄物処理施設（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類

（新設）